

廣井官倉に
貢米と納る圖

太閤秀吉公小田原此處退治の時尾張の國之織田信雄公加勢ありしが兵糧の貯へりて用途多しりしが福島正則公の時其先蹤にあつて數百間大うの倉三楹と清原の城内に作りて多く此兵糧と納りて米又十五年御遷府の時尾張の三倉と比度井より多く此倉と作りて之を貯へりしが今に於て三三三の倉と名づく

尾張米
池とさう

水乃

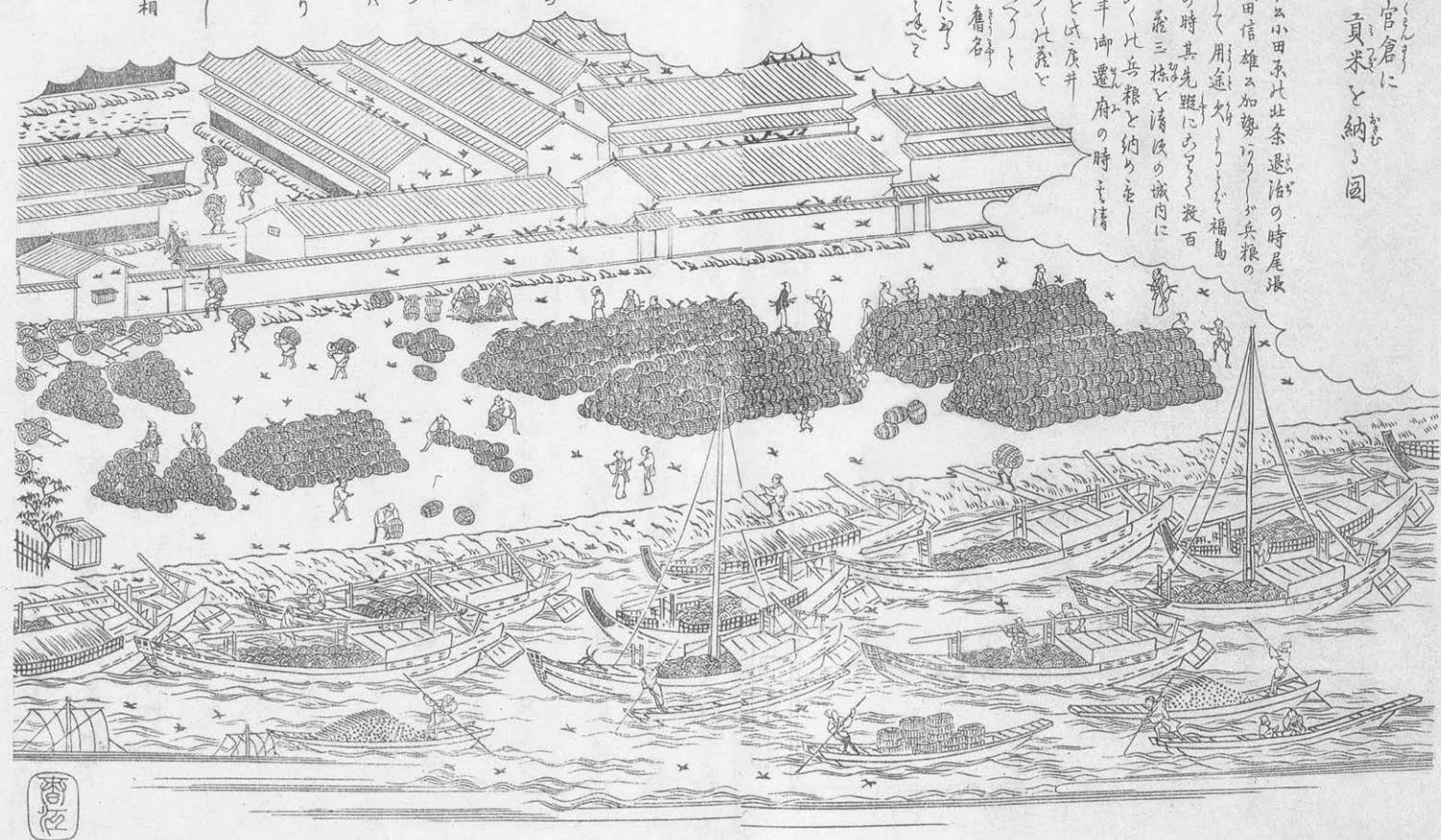
あふこれハ

くらより

くらより

くらより

輔相



第146回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2025年6月26日（木曜日）午前10時

場所 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室

東陽倉庫株式会社
TOYO LOGISTICS CO., LTD.

証券コード：9306

「もの」づくり、人の「暮らし」を支える 東陽倉庫

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。ここに、東陽倉庫株式会社の第146回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

当期における日本経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加により緩やかな回復傾向で推移しました。また、堅調な企業業績を背景に設備投資が増加基調で推移しました。一方、資源・原材料価格の高騰や生活必需品の価格上昇、また、人手不足の影響の深刻化等により、先行き不透明な状況が続きました。

このような事業環境の中、当社グループの業績は、営業収益291億円、経常利益18億円、当期純利益14億円となりました。株主の皆様への利益還元につきましては、更なる充実を図るとともに、今後の事業展開、財務体質の強化、および、当期の連結経営成績を勘案し、期末配当金を1株あたり30円とさせていただきます。中間配当金とあわせて、当期の年間配当金は1株あたり60円となり、8期連続増配となります。

当社は2026年3月に設立100周年を迎えます。現在の当社があるのは、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様のご支援ご鞭撻の賜物であると、心から感謝申しあげます。昨今、物流業界には大きな変化・変革が起きているなか、これを乗り越え次の100年に向けた第一歩を踏み出してまいります。

当社グループは、引き続き『「もの」づくり、人の「暮らし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に今まで以上に役立つことを目指し、持続的成長と企業価値の向上に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年6月
代表取締役社長 黒田城児



目次

株主の皆様へ	1
招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	12
連結計算書類	24
計算書類	26
監査報告	28
トピックス	33
株主メモ	35
株主総会会場ご案内図	末尾

(証券コード：9306)
2025年6月4日
(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 黒田城児

第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.toyo-logistics.co.jp/investor/stock/meeting/>

また、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「東陽倉庫」またはコードに「9306」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご高覧のうえ、4～5頁のご案内に従って、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

また、本株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、株主様向けにライブ配信を行います。詳細は「インターネットによるライブ配信のご案内」（6頁）をご覧ください。

敬 具

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス

株主メモ

記

1	日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2	場 所	名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号 東陽倉庫株式会社 本店7階会議室 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3	目的事項	報告事項 第146期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 補欠監査役2名選任の件

以上

招集に関するお知らせ

- (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対してお送りする書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・事業報告の「会社の体制、その運用状況の概要および方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- (2) 議決権行使書に賛否の意思表示がない場合は、各議案につき賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。
- (3) インターネットと議決権行使書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。
- (4) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載いたします。

※その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.toyo-logistics.co.jp/>) に掲載いたしますので、適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく株主様へのお知らせ

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	<p>むとうまさ はる 武 藤 正 春 (1952年3月19日生)</p>  <p>再任</p>	<p>2003年12月 当社入社 執行役員 2004年1月 当社常務執行役員 2004年6月 当社取締役常務執行役員 2009年6月 当社代表取締役常務執行役員 2012年6月 当社代表取締役社長 2024年6月 当社代表取締役会長（現任）</p> <p><u>[取締役候補者とした理由]</u> 入社以来、各営業本部の本部長、2012年から2024年まで社長を経て、2024年から会長として取締役会の議長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	46,082株
2	<p>くろだじょう じ 黒 田 城 児 (1961年4月6日生)</p>  <p>再任</p>	<p>1984年4月 当社入社 2011年6月 当社執行役員 2016年6月 東陽物流株式会社執行役員 2018年6月 同社上席執行役員 2020年6月 同社代表取締役社長 2020年6月 当社取締役 2024年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p><u>[取締役候補者とした理由]</u> 入社以来、主に国際物流事業に従事し、輸出部長、海運部長、連結子会社の社長を経て、2024年から社長を務めております。当社グループにおける豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。</p>	11,204株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	わたなべ まこと 渡邊 誠 (1963年1月6日生)  再任	1986年4月 当社入社 2012年6月 当社経理部長 2014年6月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員 2018年6月 当社取締役執行役員管理本部長兼経理部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼経理部長(現任) <u>[取締役候補者とした理由]</u> 入社以来、主に会計業務に従事し、現在常務執行役員管理本部長を務めております。当社における豊富な業務経験と、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	9,309株
4	しらいし よしたか 白石 好孝 (1945年8月21日生)  再任	1983年7月 当社入社 1994年6月 当社取締役倉庫部長 2000年6月 当社代表取締役常務取締役 2002年6月 当社代表取締役専務取締役 2004年6月 当社代表取締役副社長 2006年6月 当社代表取締役社長 2012年6月 当社代表取締役会長 2024年6月 当社取締役相談役(現任) (重要な兼職の状況) 伏見興産株式会社代表取締役 <u>[取締役候補者とした理由]</u> 2006年から2012年まで社長、2012年から2024年まで会長として取締役会の議長を務めておりました。当社における豊富な業務経験、グループ経営全般、物流企業の経営全般および管理・運営業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者としました。	15,735株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	みず たに こう じ 水 谷 康 二 (1954年12月5日生)  再 任 社 外 独 立	2009年4月 東洋熱工業株式会社執行役員 2010年4月 同社上席執行役員 2020年4月 同社常勤顧問 2020年6月 当社社外取締役(現任) 2021年4月 東洋熱工業株式会社顧問 [社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 東洋熱工業株式会社の上席執行役員、同社常勤顧問を歴任するなど、企業経営に携わってきた経験をもとに実践的な視点から当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。	0株
6	お じか せい こ 小 鹿 誓 子 (1977年1月17日生)  再 任 社 外 独 立	2001年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)名古屋事務所入所 2005年5月 株式会社八幡製鋸所入社 2005年8月 公認会計士登録 2007年5月 同社取締役(現任) 2021年7月 株式会社ワークライフインテグレート代表取締役(現任) 2021年12月 株式会社ケイ・ウノ社外取締役(監査等委員)(現任) 2023年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社八幡製鋸所取締役 株式会社ワークライフインテグレート代表取締役 [社外取締役候補者とした理由および期待される役割等] 株式会社八幡製鋸所取締役として主に管理部門を担当し、また、株式会社ワークライフインテグレート代表取締役として経営にあたっております。さらに、公認会計士として企業会計に関する知見を有し、また愛知県建設部入札監視委員等の公職を歴任するなど、様々なスキルと経験をもとに当社の経営全般に助言をいただくことで、経営体制の強化ができると判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。 ※同氏の戸籍上の氏名は、山岡誓子であります。	200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
 (1) 水谷康二および小鹿誓子の両氏は、社外取締役候補者であります。
 (2) 水谷康二および小鹿誓子の両氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、同取引所に独立役員として現在届け出ております。両氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
 (3) 水谷康二氏および小鹿誓子の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって水谷康二氏が5年、小鹿誓子氏が2年となります。

(4) 責任限定契約の概要

当社は、水谷康二および小鹿誓子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を現在締結しており、両氏が選任された場合には、当該契約は継続となります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

- 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を現在締結しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。
- 各候補者が有している専門性は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者が有する専門性				
		企業経営	財務会計	法務・リスク マネジメント	グローバル	物流業界
1	武藤正春	○			○	○
2	黒田城児	○		○		○
3	渡邊誠		○	○		○
4	白石好孝	○	○			○
5	水谷康二	○	○	○		
6	小鹿誓子	○	○	○		

※各候補者が有するスキルのうち、特に期待するスキル（最大3つ）を示しております。

<ご参考>

当社の「社外役員の独立性判断基準」

金融商品取引所が定める独立役員の要件に加え、本人の現在および過去3事業年度における以下(1)～(7)の該当の有無を確認のうえ、いずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断します。

- 当社の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者（※1）
- 当社の定める基準を超える借入先（※2）の業務執行者
- 当社の定める基準を超える取引先（※3）の業務執行者
- 当社より、役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、弁護士、公認会計士等の専門的サービスを提供する者
- 当社の会計監査人の代表社員または社員
- 当社より、一定額を超える寄附（※4）を受けた団体に属する者
- 当社の社外役員としての任期が12年を超える者

※1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員その他の使用人等をいいます。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、当社の借入額が連結総資産の1%を超える借入先をいいます。

※3 当社の定める基準を超える取引先とは、当社との取引が当社連結営業収益（連結営業費用）の5%を超える取引先をいいます。

※4 一定額を超える寄附とは、1事業年度当たり1,000万円を超える寄附をいいます。

なお、上記(1)～(7)のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示いたします。

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

浅井利昭氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、早川恵久氏は監査役入谷正章および佐藤哲也の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得たうえで、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	浅井利昭 (1964年12月11日生)	1987年4月 当社入社 2022年4月 当社トランクルーム部長 2025年4月 当社監査室長兼コンプライアンス統括室長(現任)	1,504株
2	早川恵久 (1951年2月10日生) 社 外 独 立	1969年4月 名古屋国税局入局 2009年7月 名古屋国税局課税第二部部長 2011年8月 税理士登録 2011年9月 早川税理士事務所所長(現任) 2016年6月 トランコム株式会社社外取締役(監査等委員) (重要な兼職の状況) 早川税理士事務所所長	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 早川恵久氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。各候補者が監査役に就任した場合、候補者は当該保険契約に含められ、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。
4. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について
早川恵久氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について
当社は、早川恵久氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
5. 早川恵久氏は、当社の「社外役員の独立性判断基準」、東京証券取引所および名古屋証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、監査役に就任された場合には独立役員として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要の増加により緩やかな回復傾向で推移しました。また、堅調な企業業績を背景に設備投資が増加基調で推移しました。一方、資源・原材料価格の高騰や生活必需品の価格上昇、また、人手不足の影響の深刻化等により、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループは、①運送体制と流通拠点の強化による3PL物流の推進、②海外拠点の拡充を含めたグローバルな業務の強化、③不動産賃貸料等の安定収入の拡大を進め、営業収益の増加および費用の削減に努めてまいりました。

この結果、連結営業収益は291億8千6百万円（前期比+4.7%）、連結経常利益は18億5千7百万円（前期比+2.0%）となりました。特別損益等を加減いたしました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は14億9千5百万円（前期比+9.2%）となりました。

業績ハイライト（連結）

営業収益	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
29,186百万円	1,241百万円	1,857百万円	1,495百万円
前連結会計年度比 +4.7%	前連結会計年度比 +9.9%	前連結会計年度比 +2.0%	前連結会計年度比 +9.2%

物流部門

営業収益

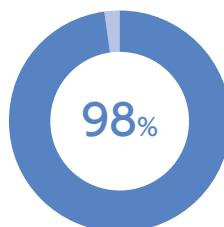
28,518百万円

前連結会計年度比+4.8%

主要な事業内容

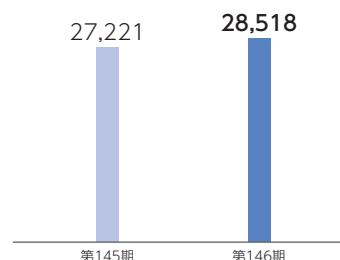
日本国内および外国との取引で発生する貨物の取扱（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



倉庫事業は、2023年8月に小牧市において増設した物流施設による取扱いの増加に加え、昨年1月に開始した新規荷主の全国配送業務による取扱いが通期にわたり寄与し、堅調に推移しました。一方、保管残高は、非鉄金属、化学工業品等の減少により低調に推移しました。陸上運送事業は、食料工業品の輸送量が大きく増加したこと、また輸出コンテナの取扱い増加等により堅調に推移しました。流通加工事業は、既存荷主の季節性商品の受注増加、新規荷主の獲得等により堅調に推移しました。配送センター事業は、生活必需品の価格高騰による個人消費の落ち込みがあったものの横ばいに推移しました。

港湾運送事業は、船内荷役・沿岸荷役の取扱いが増加しました。国際輸送事業はタイにおける自動車生産の低迷の影響を受け低調に推移しました。

この結果、物流部門の営業収益は285億1千8百万円（前期比+4.8%）、セグメント利益は16億4千万円（前期比+8.1%）となりました。

(単位：千トン)

取扱高の状況	前期 2023年4月～ 2024年3月	当期 2024年4月～ 2025年3月	増減
倉庫貨物取扱高	2,457	2,656	+199 (+8.1%)
倉庫貨物期中平均月末残高	223	209	-13 (-6.1%)
港湾貨物総取扱高	1,129	1,318	+189 (+16.8%)
陸上運送取扱高	2,487	2,561	+74 (+3.0%)

不動産部門

営業収益

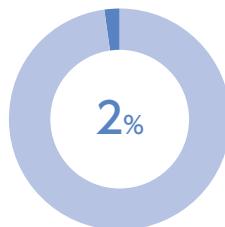
671百万円

前連結会計年度比+2.1%

主要な事業内容

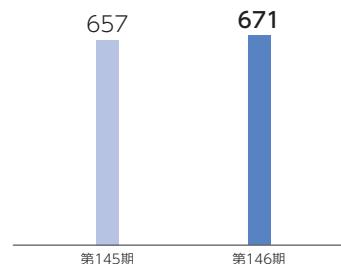
所有する建物、土地等の賃貸を主な
業務とする。

営業収益構成比



営業収益

(単位：百万円)



不動産事業は、請負工事の受注が増加したものの、施設の維持管理費用等が増加しました。
この結果、不動産部門の営業収益は6億7千1百万円（前期比+2.1%）、セグメント利益は2億7千3百万円（前期比-4.1%）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は23億3千3百万円で、その主なものは次のとおりであります。

物流施設の増設

所在地 愛知県知多市

延床面積 約19,400㎡ 稼働開始 2025年7月（予定）

(3) 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、自己資金、および金融機関からの借入金による調達であります。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望しますと、ウクライナ情勢・中東紛争をはじめとした地政学リスク、米国新政権による経済・外交政策が世界経済に与える影響に加え、国内では物価上昇に対する懸念など先行き不透明感はあるものの、景気は個人消費の持ち直し、設備投資の増加等、内需を中心に引き続き緩やかに回復していくものと期待されます。

物流業界においては、労働力不足、輸送コストの高騰、環境問題、デジタル化等への対応が求められています。

このような事業環境の中、当社グループは時代の変化を先取りし、顧客ニーズに柔軟にお応えしてまいります。物流部門においては、引き続き配送センターの拡充ときめ細かな3PL物流サービスの提供を推進します。そして、今後ますます物流ニーズの高まりが予想されるアジアでの拠点の面的展開を進めてまいります。また、不動産部門においては、保有資産の運用効率のさらなる向上を図ってまいります。グループを挙げて経営資源の効率化を推進し、なお一層の業務品質向上を図り、業容の拡大に努めてまいります。

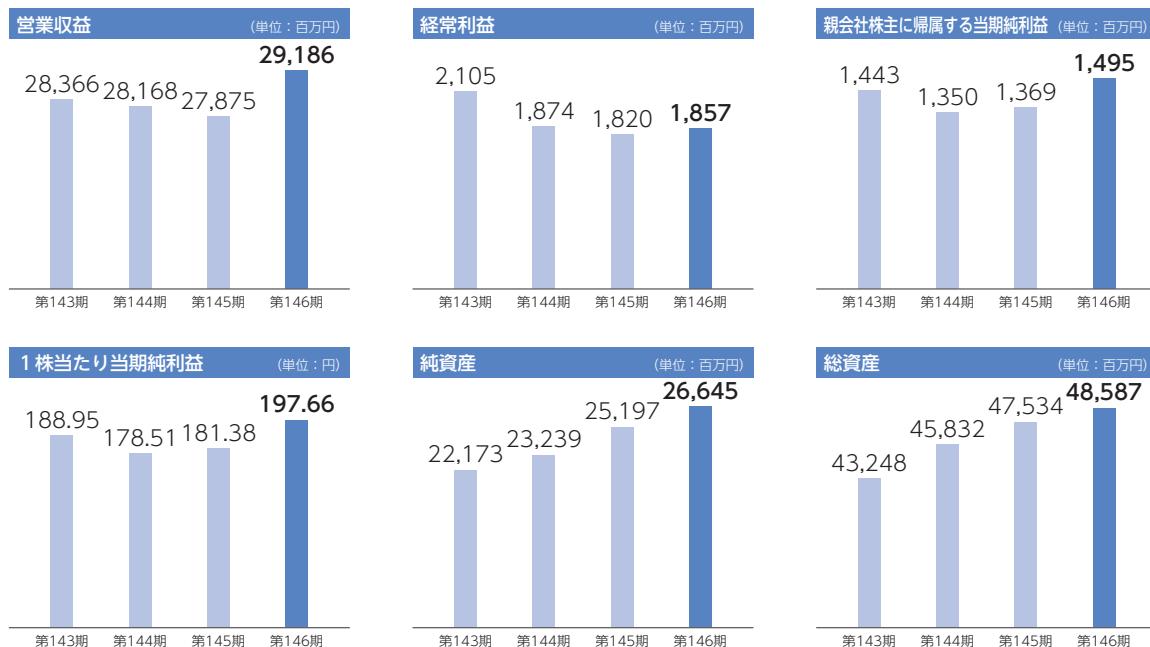
当社グループは、『「もの」づくり、人の「暮らし」を支える』総合物流企業として、社会と人々の生活に役立つことを目指し、不断の努力により持続的成長を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。また、「共生・健全・発展」を基本とした当社グループ倫理規範の徹底により、社会的責任を果たしてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移 (連結)

区 分	第 143 期 2021年4月～ 2022年3月	第 144 期 2022年4月～ 2023年3月	第 145 期 2023年4月～ 2024年3月	第 146 期 2024年4月～ 2025年3月
営 業 収 益 (百万円)	28,366	28,168	27,875	29,186
経 常 利 益 (百万円)	2,105	1,874	1,820	1,857
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,443	1,350	1,369	1,495
1 株当たり当期純利益 (円)	188.95	178.51	181.38	197.66
純 資 産 (百万円)	22,173	23,239	25,197	26,645
総 資 産 (百万円)	43,248	45,832	47,534	48,587

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。
2. 当社は、2023年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行いました。このため、第143期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東陽物流株式会社	50百万円	100.0%	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な営業所

当 社	本 社：名古屋市中区名駅南二丁目6番17号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本 社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA,INC. (アメリカ合衆国)
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国）
TOYO LOGISTICS(THAILAND) CO.,LTD. (タイ王国)
TOYO SOKO(THAILAND) CO.,LTD. (タイ王国)

(8) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
724名 (620名)	5名減

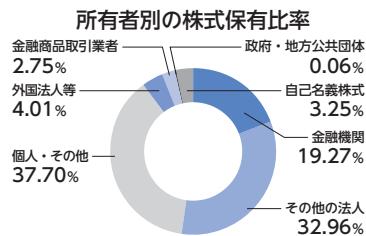
(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,151百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,912百万円
株式会社あいち銀行	2,825百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 7,864,990株
(自己株式255,247株を含む)
- (2) 株主数 6,889名
- (3) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社 あいち銀行	373	4.91
ダイセー倉庫運輸株式会社	360	4.73
伏見興産株式会社	258	3.40
株式会社三菱UFJ銀行	254	3.34
第一生命保険株式会社	200	2.63
中京テレビ放送株式会社	200	2.63
東陽倉庫従業員持株会	197	2.59
明治安田生命保険相互会社	195	2.57
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	152	2.01
理研ビタミン株式会社	152	2.00

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (4) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式報酬の状況

当事業年度の2024年7月に、取締役3名（社外取締役を除く）に当社普通株式5,288株を付与いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
武藤正春	代表取締役会長	—
黒田城児	代表取締役社長	—
渡邊誠	取締役(常務執行役員 管理本部長兼経理部長)	—
白石好孝	取締役相談役	伏見興産株式会社 代表取締役
水谷康二	社外取締役	—
小鹿誓子	社外取締役	株式会社八幡製鋸所 取締役 株式会社ワークライフインテグレート代表取締役
森真悟	常勤監査役	—
入谷正章	社外監査役	入谷法律事務所 所長
佐藤哲也	社外監査役	佐藤哲也公認会計士事務所 代表 佐藤哲也税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役水谷康二および小鹿誓子の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役入谷正章および佐藤哲也の両氏は、社外監査役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 取締役小鹿誓子および監査役佐藤哲也の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 当社は、保険会社との間で当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者による保険料負担はございません。
5. 2025年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。
- | | | |
|--------|------------------------------|-------|
| 常務執行役員 | 国際営業本部長 | 伊木善秀 |
| 常務執行役員 | 東京営業本部長兼東京カスタマーサービス部長兼東京営業部長 | 山本昭人 |
| 執行役員 | 国際部長 | 日高公司 |
| 執行役員 | 総務部長 | 長谷川裕之 |
| 執行役員 | 海運部長 | 山本源一 |
| 執行役員 | 国内営業本部長兼国内物流部長 | 小林知孝 |

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

① 当事業年度にかかる報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	94 (5)	85 (5)	—	8 (—)	6 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	18 (6)	18 (6)	—	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	112 (12)	104 (12)	—	8 (—)	9 (4)

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記業績連動報酬等は、営業収益および経常利益等の業績指標を反映した金銭報酬とし、過年度の連結業績等および当期の業績見込みに基づき、支給の有無と額を決定しております。業績は「1. 企業集団の現況に関する事項(5)財産および損益の状況の推移」(16ページ)に記載しております。なお、当事業年度の業績連動報酬等は、当期の業績を鑑みて支給しておりません。
3. 上記非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的に譲渡制限付株式とし、当社普通株式を取締役としての職務の内容および役位に基づき支給します。なお、非金銭報酬等は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。
- ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
- 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名です。また、2020年6月25日開催の第141回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として上記の報酬枠の範囲内において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の取締役の員数は、6名です。
 - 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年11月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該方針に基づき、取締役の報酬等の内容の決定に関する取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けることとしております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容や決定の方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、および、指名報酬委員会からの答申が尊重されることを確認することとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容について、取締役の報酬は、当社の企業価値向上に資することを原則として、経営環境、業績、従業員に対する処遇との整合性を考慮して決定します。また、個々の取締役の報酬の決定は、各職責を踏まえた適正な水準としております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等については、指名報酬委員会がその総額を審議し、取締役会が決定します。その上で指名報酬委員会委員長である代表取締役会長武藤正春が取締役会からその具体的内容について委任を受け、代表取締役社長黒田城児と協議の上、決定します。委任された権限の内容は、各取締役の個人別報酬の具体的金額について決定するものであり、代表取締役会長が、各取締役の評価を最も適切に行える立場にあり適任と判断したからであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 水谷康二

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全てに出席し、豊富な経験および識見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

イ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

経歴を通じた企業経営経験に加え管理部門・事業部門双方における幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただきました。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 取締役 小鹿誓子

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回全てに出席し、会社経営者としての豊富な経験および識見に基づき、必要な発言を適宜行っております。

- ウ. 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
会社経営者としての企業経営経験に加え、管理部門・企業会計双方における幅広い知見を有しており、当社の経営全般に助言をいただきました。
- エ. 責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- ③ 監査役 入谷正章
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
開示すべき関係はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。
- ウ. 責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
- ④ 監査役 佐藤哲也
- ア. 重要な兼職先と当社との関係
開示すべき関係はありません。
- イ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度に開催した取締役会16回全て、監査役会16回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。
- ウ. 責任限定契約の内容の概要
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	31百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の金額には、これらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(注) 金額、トン数および持株数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考)	第 146 期 2025年3月31日現在	科 目	(ご参考)	第 146 期 2025年3月31日現在
	第 145 期 2024年3月31日現在			第 145 期 2024年3月31日現在	
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	13,071	12,708	流 動 負 債	7,781	8,472
現金及び預金	6,556	6,346	支払手形及び営業未払金	1,817	1,841
受取手形、営業未収入金及び契約資産	5,512	5,610	短期借入金	4,393	4,466
リース債権及びリース投資資産	102	102	未払法人税等	113	420
原材料及び貯蔵品	42	61	賞与引当金	320	335
その他	860	590	その他	1,137	1,407
貸倒引当金	△2	△2	固 定 負 債	14,555	13,469
固 定 資 産	34,463	35,878	長期借入金	11,230	10,264
有形固定資産	23,897	24,732	リース債務	452	357
建物及び構築物	10,848	10,231	繰延税金負債	934	1,095
機械装置及び運搬具	989	963	役員退職慰労引当金	28	28
工具、器具及び備品	507	490	資産除去債務	125	127
土地	10,134	10,130	退職給付に係る負債	1,168	927
リース資産	12	4	その他	615	668
建設仮勘定	1,405	2,911	負 債 合 計	22,337	21,941
無形固定資産	282	252	(純 資 産 の 部)		
投資その他の資産	10,283	10,893	株 主 資 本	23,148	24,230
投資有価証券	8,058	8,708	資 本 金	3,412	3,412
長期貸付金	3	—	資 本 剰 余 金	2,214	2,217
リース債権及びリース投資資産	692	591	利 益 剰 余 金	17,926	18,985
差入保証金	837	910	自 己 株 式	△404	△384
繰延税金資産	426	457	その他の包括利益累計額	2,048	2,415
その他	268	227	その他有価証券評価差額金	1,761	2,027
貸倒引当金	△2	△1	退職給付に係る調整累計額	286	387
資 産 合 計	47,534	48,587	純 資 産 合 計	25,197	26,645
			負 債 ・ 純 資 産 合 計	47,534	48,587

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

招集ご通知

参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

トピックス

株主メモ

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第 145 期 2023年4月1日～ 2024年3月31日	第 146 期 2024年4月1日～ 2025年3月31日
営業収益	27,875	29,186
営業原価	25,847	26,992
営業総利益	2,028	2,193
販売費及び一般管理費	898	952
営業利益	1,129	1,241
営業外収益	749	683
受取利息	0	1
受取配当金	191	167
持分法による投資利益	437	469
その他	121	45
営業外費用	58	68
支払利息	48	61
その他	10	6
経常利益	1,820	1,857
特別利益	111	179
固定資産売却益	18	179
投資有価証券売却益	92	-
特別損失	189	64
損害賠償金	-	43
事業所移転費用	133	11
固定資産除売却損	45	4
減損損失	-	3
投資有価証券評価損	10	1
税金等調整前当期純利益	1,742	1,972
法人税、住民税及び事業税	353	556
法人税等調整額	19	△79
当期純利益	1,369	1,495
親会社株主に帰属する当期純利益	1,369	1,495

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第 145 期	第 146 期	科 目	(ご参考) 第 145 期	第 146 期
	2024年3月31日現在	2025年3月31日現在		2024年3月31日現在	2025年3月31日現在
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
流 動 資 産	11,356	10,908	流 動 負 債	7,527	8,264
現金及び預金	5,741	5,392	営業未払金	2,273	2,455
受取手形	4	3	短期借入金	600	300
電子記録債権	78	98	1年内返済予定の長期借入金	3,793	4,166
営業未収入金及び契約資産	4,672	4,752	リース債務	110	94
リース債権及びリース投資資産	102	102	未払金	262	325
原材料及び貯蔵品	38	52	未払費用	70	74
前払費用	125	157	未払法人税等	111	266
立替金	335	347	前受金	113	113
未収入金	1	1	預り金	34	37
その他の貸倒引当金	258	2	賞与引当金	127	135
	△2	△2	その他	30	293
固 定 資 産	31,224	32,401	固 定 負 債	13,891	12,906
有 形 固 定 資 産	22,794	23,627	長期借入金	11,230	10,264
建物	10,293	9,737	リース債務	452	357
構築物	331	293	繰延税金負債	937	1,084
機械及び装置	346	298	退職給付引当金	731	686
車両及びその他の陸上運搬具	29	20	役員退職慰労引当金	28	28
工具、器具及び備品	485	475	長期預り保証金	444	437
土地	9,889	9,885	資産除去債務	31	32
リース資産	12	4	その他	34	16
建設仮勘定	1,405	2,911	負 債 合 計	21,419	21,171
無 形 固 定 資 産	261	234	(純 資 産 の 部)		
ソフトウェア	180	151	株 主 資 本	19,436	20,141
電話加入権	9	9	資本	3,412	3,412
施設利用権	19	16	資本剰余金	2,214	2,217
リース資産	43	16	資本準備金	2,134	2,134
ソフトウェア仮勘定	7	39	その他資本剰余金	79	82
投資その他の資産	8,168	8,540	利 益 剰 余 金	14,162	14,843
投資有価証券	5,500	5,925	利益準備金	518	518
関係会社株式	1,176	1,176	その他利益剰余金		
関係会社出資金	62	62	別途積立金	2,453	2,453
リース債権及びリース投資資産	692	591	固定資産圧縮記帳積立金	1,431	1,367
長期貸付金	2	-	繰越利益剰余金	9,758	10,503
破産更生債権等	0	-	自 己 株 式	△352	△331
長期前払費用	42	29	評価・換算差額等	1,724	1,996
差入保証金	608	680	その他有価証券評価差額金	1,724	1,996
その他の貸倒引当金	△2	△1	純 資 産 合 計	21,161	22,138
資 産 合 計	42,580	43,309	負 債 ・ 純 資 産 合 計	42,580	43,309

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	(ご参考) 第 145 期 2023年4月1日～ 2024年3月31日	第 146 期 2024年4月1日～ 2025年3月31日
営 業 収 益	19,996	21,329
営 業 原 価	18,417	19,694
営 業 総 利 益	1,578	1,635
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	722	766
営 業 利 益	855	868
営 業 外 収 益	629	530
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	551	505
そ の 他	77	25
営 業 外 費 用	57	66
支 払 利 息	48	61
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	△0	△0
そ の 他	8	4
経 常 利 益	1,428	1,332
特 別 利 益	92	163
固 定 資 産 売 却 益	0	163
投 資 有 価 証 券 売 却 益	92	—
特 別 損 失	55	8
固 定 資 産 除 売 却 損	44	4
減 損 損 失	—	3
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10	1
税 引 前 当 期 純 利 益	1,465	1,487
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	303	376
法 人 税 等 調 整 額	△5	△6
当 期 純 利 益	1,167	1,117

※記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	原	正	英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋	口	幹	根

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

東陽倉庫株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	原	正	英
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樋	口	幹	根

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	森	真	悟	Ⓔ	
社外監査役	入	谷	正	章	Ⓔ
社外監査役	佐	藤	哲	也	Ⓔ

以 上

物流施設の新設



施設の概要

- 名称 : 知多倉庫
- 所在地 : 愛知県知多市八幡字浦浜1-57
- 施設 : 普通品倉庫（鉄骨造2階建、
延床面積 約18,500㎡）
危険品倉庫（鉄骨造平屋建、
延床面積 約900㎡）

2025年7月、愛知県知多市に物流施設を新設します。

当社は、「運送体制と流通拠点の強化による3PL物流の推進」を中長期的な経営戦略の一つとして位置づけており、物流拠点の拡大・機能の拡充を進めております。

同倉庫は、交通アクセスの良さを生かし、お客様の多様なニーズにお応えし、高品質な物流サービスを提供してまいります。

健康経営優良法人2025の認定



2025年3月、当社は、健康経営優良法人2025（大規模法人部門）の認定を取得しました。

当社は、社員の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進に繋がる取組みを積極的に推進しています。さらに社員一人一人が、心身ともに健康で、安心して働き続けることができる環境づくりを進めています。

省人化・省力化への継続的な取組み

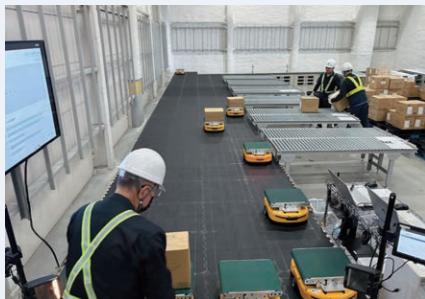
当社グループは、様々なロボットソリューションを導入し、生産性の向上と持続可能な物流サービスの提供に取り組んでいます。

すでに導入しているAGV（無人搬送車）、パレット自動積み付けロボット、トラック予約システム等の省人化・省力化を目的とした機器の導入に加え、新たに、自動仕分けロボット、自動ラベル貼付機を導入し、作業負荷の軽減と物流品質の向上を進めています。

引き続き、付加価値の高い物流ソリューションを提供してまいります。



（導入前の状態では、仕分けに多くの人員とスペースを要していた）



自動仕分け設備（次世代型ロボットソーター）
設備導入後、仕分け作業が効率化でき、正確かつ迅速に貨物を分類することが可能となった



自動ラベル貼付機（オートラベラー）
コンベアに送られた商品のタグを読み込み、店舗別にラベル発行と貼り付けを自動化

株主メモ

事業年度：4月1日から翌年3月31日まで

剰余金の配当の基準日：期末配当 3月31日
中間配当 9月30日

定時株主総会：6月下旬

単元株式数：100株

公告の方法：当社ホームページ
(<https://www.toyo-logistics.co.jp/>)
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載いたします。

株主名簿管理人：三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先：〒137-8081
新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-232-711 (フリーダイヤル)

特別口座管理機関：〒168-0063
東京都杉並区和泉2丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル)

上 場 市 場：東京証券取引所 (スタンダード市場)
名古屋証券取引所 (プレミアム市場)

お知らせ

1. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申し出先について

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
株主様の口座のある証券会社にお申し出ください。
- 証券会社等に口座がないため特別口座が開設された株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) にお申し出ください。

2. 未払配当金のお支払いについて

三菱UFJ信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-232-711) にお申し出ください。

3. 配当金計算書について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただいております。確定申告をされる株主様は大切に保管ください。

4. 株式等に関するマイナンバーお届出について

株式等の税務関係の手続きに関しましては、マイナンバーのお届出が必要です。お届出をされていない株主様におかれましては、お取引のある証券会社等へマイナンバーのお届出をお願いいたします。

- 証券口座にて株式を管理されている株主様
お取引のある証券会社等までお問い合わせください。
- 証券会社とお取引がない株主様
三井住友信託銀行 証券代行部 (フリーダイヤル 0120-782-031) までお問い合わせください。

株主総会会場ご案内図

会場

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
電話 (052) 581-0251



お願い 公共交通機関をご利用のうえ、会場までお越しくくださいますようお願い申し上げます。
なお、ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にお電話でご連絡ください。

交通

- | | | |
|-------|------------------|----------|
| ・ 地下鉄 | 「名古屋駅」 (東山線・桜通線) | 下車徒歩約20分 |
| | 「伏見駅」 (鶴舞線・東山線) | 下車徒歩約15分 |
| | 「大須観音駅」 (鶴舞線) | 下車徒歩約15分 |
| ・ 市バス | 「柳橋」 | 下車徒歩約10分 |